

建物を建てたら建物表題登記をしましょう

建物表題登記（以下「表題登記」）は、建物の戸籍です。また、建物を建てた方が表題登記をするのは、不動産登記法で位置づけられた、法律上の義務となっています。表題登記をしていないと、建物の所有権を確定する建物保存登記をすることができず、相続や所有権移転等での手続きが複雑になる場合があります。

表題登記の詳しい内容等は、近くの土地家屋調査士、または栃木県土地家屋調査士会にお問い合わせください。

■問合せ 栃木県土地家屋調査士会 ☎028-621-4734

令和3年度は固定資産（土地・家屋）の評価替えの年です

土地・建物の評価は、3年ごとに見直すこととされており、これを「評価替え」といいます。

中でも、土地は、状況が類似した地域（状況類似地域）を設定し、不動産鑑定評価などの価格を基に固定資産税に関する評価を行っています。なお、状況類似地域は、利用状況や周辺環境の整備などにより、常に変化しているため評価替えの際に、状況類似地域の区割りを見直しを実施しています。

また、「宅地」評価に係る補正率も見直しを行っているため、一部の宅地は、今までと比較し、評価額と税額が変更となる場合があります。

適正・公平な課税のため、ご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 税務課資産税係
☎72-6905



令和3年度町民税申告期間を4月15日まで延長します

所得税等の申告期限の延長に伴い令和3年度町民税の申告期間を延長します。

なお、延長期間中、所得税の相談も受け付けますが、会場の都合により、受付人数に限りがありますので、所得税の申告相談を希望する方は、電話で予約の上、来庁をお願いします。また、受付可能人数を超過した場合は、大田原税務署での申告を案内しますので、あらかじめご了承ください。

▼申告期間
3月16日(火)～4月15日(木)

▼場所 町役場1階町民ホール
特設会場

▼時間
・午前の部 午前9時～11時
・午後の部 午後1時～4時
※最終日は午後の部の実施はありません。

▼対象 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、3月15日までに申告ができない方

▼予約・問合せ 税務課町民税係
☎72-6903



軽自動車等の所有者が亡くなられたときは手続きが必要です

軽自動車等の所有者が亡くなられた場合には、その納税義務は相続人に承継され、軽自動車税（種別割）が課税され続けますが、廃車や名義変更の手続きが必要です。この手続きをしないと、車両が無いのに課税される、納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

町の条例により、軽自動車等の所有者でなくなった日から30日以内に名義変更等の手続きを行うこととなりますので、お済でない方は速やかに手続きをお願いします。

▼軽自動車等の各種手続き

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で車両を所有している方に年税額が課税されます。そのため、令和3年4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをされても、その方に年税分の金額を納めていただくこととなります。軽自動車等の所有者や住所（定置場）を変更する場合は、車種によって異なります。下表を参考に手続きをお願いします。



車種	届出場所	電話番号
軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会 宇都宮市西川田本町1-2-37	050-3816-3107
二輪の軽自動車(125cc超～250cc以下) 二輪の小型自動車(,250cc超) 「栃木」「栃99」ナンバーの車両	栃木運輸支局 宇都宮市八千代1-14-8	050-5540-2019
原動機付自転車・小型特殊自動車	町税務課庶務諸税係	72-6936